

健全化判断比率等の状況

- 令和7年度決算に基づき算定した本県の比率は、いずれも健全化の判断基準を下回る状況
- 実質公債費比率については、県債等残高の計画的な削減により元利償還金が減少したことなどから、対前年度比で0.6ポイント低下
- 将来負担比率については、前年度の県民税所得割等の増加により標準財政規模が拡大したことや、充当可能基金が増加した影響などから、対前年度比で0.4ポイント改善

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」表示

	R7年度	R6年度 (全国順位:良い順)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	3.75%	5%
連結実質赤字比率	－	－	8.75%	15%
実質公債費比率	10.1%	10.7% (20位)	25%	35%
将来負担比率	164.5%	164.9% (28位)	400%	

- 早期健全化基準: 自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準
・財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等
- 財政再生基準: 国等の関与による確実な再生が必要な水準
・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、起債の制限 等

公営企業の資金不足比率

資金不足額がないため「－」表示

	R7年度	R6年度	経営健全化基準
電気事業会計	－	－	20%
温泉事業会計	－	－	
地域振興事業会計	－	－	
流域下水道事業会計	－	－	

- 経営健全化基準: 自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準
・経営健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等

算定の概要

(※表示単位未満を四捨五入しており積み上げと一致しない場合がある。)

$$\text{実質赤字比率} = - \text{ (該当なし)}$$

◇ 標準財政規模に対する一般会計等※の赤字額の割合

※「一般会計等」とは、一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いたものであり、本県の場合、10会計が該当。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:百万円)			(△は黒字)
	R7年度	R6年度	
一般会計等の実質赤字額	△ 12,091	△ 10,507	
標準財政規模	278,140	274,970	

* 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

・繰上充用額:会計年度経過後にその会計年度の歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てた額

・支払繰延額:当該年度に支出義務が発生している債務について当該年度に支出せず、翌年度の予算から支出した額

・事業繰越額:歳出予算のうち、諸般の事情から、当該年度において支出負担行為をすることができなかったため、当該年度においてはこれを不用額とし、翌年度において新たに歳出予算に計上した額

* 標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう地方税や普通交付税などの経常的一般財源の額

$$\text{連結実質赤字比率} = - \text{ (該当なし)}$$

◇ 標準財政規模に対する公営事業会計※を含めた全会計の赤字額の割合

※「公営事業会計」とは、本県の場合、公営企業会計（電気事業会計、温泉事業会計、地域振興事業会計及び流域下水道事業会計）に国民健康保険特別会計を加えた5会計。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:百万円)			(△は黒字)
	R7年度	R6年度	
連結実質赤字額	△ 30,540	△ 27,812	
一般会計等の実質赤字額	△ 12,091	△ 10,507	
公営事業会計(公営企業会計除く)の実質赤字額	△ 1,601	△ 823	
公営企業会計の資金不足額	△ 16,847	△ 16,482	
標準財政規模	278,140	274,970	

* 資金不足額: (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
→ 1年以内に払わなければならない借金等から保有する現金・預金、有価証券、未収金を除いたもの。

・解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。本県の場合、対象なし。

実質公債費比率 = **10.1 %** （前年度 10.7 %）

◇ 標準財政規模に対する一般会計等が負担する当該年度の元利償還金等の割合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3ヶ年平均）

		(単位: 百万円)		
		R7年度	R6年度	R5年度
分子	地方債の元利償還金	58,628	59,657	63,506
	地方債の準元利償還金	7,794	8,147	8,228
	満期一括償還地方債の元金償還金相当額	6,367	6,667	6,700
	公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	1,078	1,146	1,236
	債務負担行為に基づく支出等	349	334	292
	特定財源	4,524	3,615	2,743
	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	38,745	41,142	44,005
計		23,153	23,046	24,986
分母	標準財政規模	278,140	274,970	270,857
	(再掲)元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	38,745	41,142	44,005
	計	239,394	233,828	226,852
単年度実質公債費比率		9.67131	9.85614	11.01419
				11.40846

(参考)
R4年度

* 債務負担行為に基づく支出等:

PFI事業に係る新庁舎(防災新館)整備費等並びに一時借入金の利子 等

* 特定財源:

中小企業高度化資金貸付金、就農支援資金貸付金など、貸付金の財源として発行した地方債に係る当該貸付金の元利償還金や、県営住宅建設のために発行した地方債の返済に充てる県営住宅使用料、県立病院機構施設整備等資金貸付金の償還に対する機構側の負担金等

将来負担比率 = **164.5 %** (前年度 164.9 %)

◇ 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すると見込まれる実質的な負債の割合
(対象は、全会計及び地方三公社・第三セクター等※)

※「地方三公社・第三セクター等」とは、本県の場合、道路公社、土地開発公社、住宅供給公社、環境整備事業団、農業振興公社、信用保証協会、産業支援機構、公立大学法人山梨県立大学及び地方独立行政法人山梨県立病院機構の9法人。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:百万円)

		R7年度	R6年度
分子	将来負担額	1,045,252	1,043,287
	一般会計等の地方債現在高	931,716	932,104
	うち臨時財政対策債の残高	261,685	284,756
	うち臨時財政対策債以外の地方債残高	670,031	647,348
	債務負担行為に基づく支出予定額	622	882
	一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	9,900	10,284
	退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	91,530	88,330
	設立法人の負債額等のうち、一般会計等の負担見込額	11,484	11,687
	連結実質赤字額	—	—
	(減算) 充当可能基金額	133,701	129,764
	(減算) 特定財源見込額	15,409	16,387
	(減算) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	502,161	511,379
	うち臨時財政対策債の地方債残高に係る算入見込額	246,681	268,140
計		393,981	385,757
分母	標準財政規模	278,140	274,970
	(減算) 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	38,745	41,142
	計	239,394	233,828

* 一般会計等の地方債現在高:

普通会計における県債残高に国からの母子父子寡婦福祉資金貸付金の残高を加えた額と一致(母子父子寡婦福祉資金貸付金は、国庫補助金に相当するものとして普通会計では計上されない。また、その残高は、特定財源見込額で控除)

* 債務負担行為に基づく支出予定額:

PFI事業に係る新庁舎(防災新館)整備費並びに県庁構内LED照明機器整備費

* 一般会計等以外の会計の地方債に充てる一般会計等からの負担等見込額:

公営企業会計の元金償還額に対する一般会計等からの繰出金の見込額

* 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額:

算定年度の末日における地方公共団体の職員の全員が同日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等において負担が見込まれるもの。

* 設立法人の負債額等のうち、一般会計等の負担見込額:

道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の設立法人等の損失補償債務額のうち、総務省令の規定により算定した額

【内訳】

(単位:百万円)

法 人 名	R7年度	R6年度
道路公社	153	0
土地開発公社	4,824	5,059
環境整備事業団	168	183
農業振興公社	99	104
住宅供給公社	5,748	5,959
信用保証協会	491	382
産業支援機構	0	0
公立大学法人 山梨県立大学	0	0
地方独立行政法人 山梨県立病院機構	0	0
計	11,484	11,687

* 充当可能基金額:

災害救助基金、財政安定化基金(後期高齢者医療制度、介護保険制度及び国民健康保険制度)以外の基金(本県の場合、31基金)について、当該基金を廃止するものと仮定した場合に国等へ返還することとならない現金・預金、債券等

* 特定財源見込額:

貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金や、県営住宅建設のために発行した地方債の返済に充てる県営住宅使用料等について、総務省令の規定により算定した額

資金不足比率

電気事業会計	－（該当なし）
温泉事業会計	－（該当なし）
地域振興事業会計	－（該当なし）
流域下水道事業会計	－（該当なし）

◇ 公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

（単位：百万円）

	資金不足額	事業の規模
電気事業会計	△ 15,383	6,673
温泉事業会計	△ 561	119
地域振興事業会計	△ 106	321
流域下水道事業会計	△ 797	3,302

（△は資金剰余）

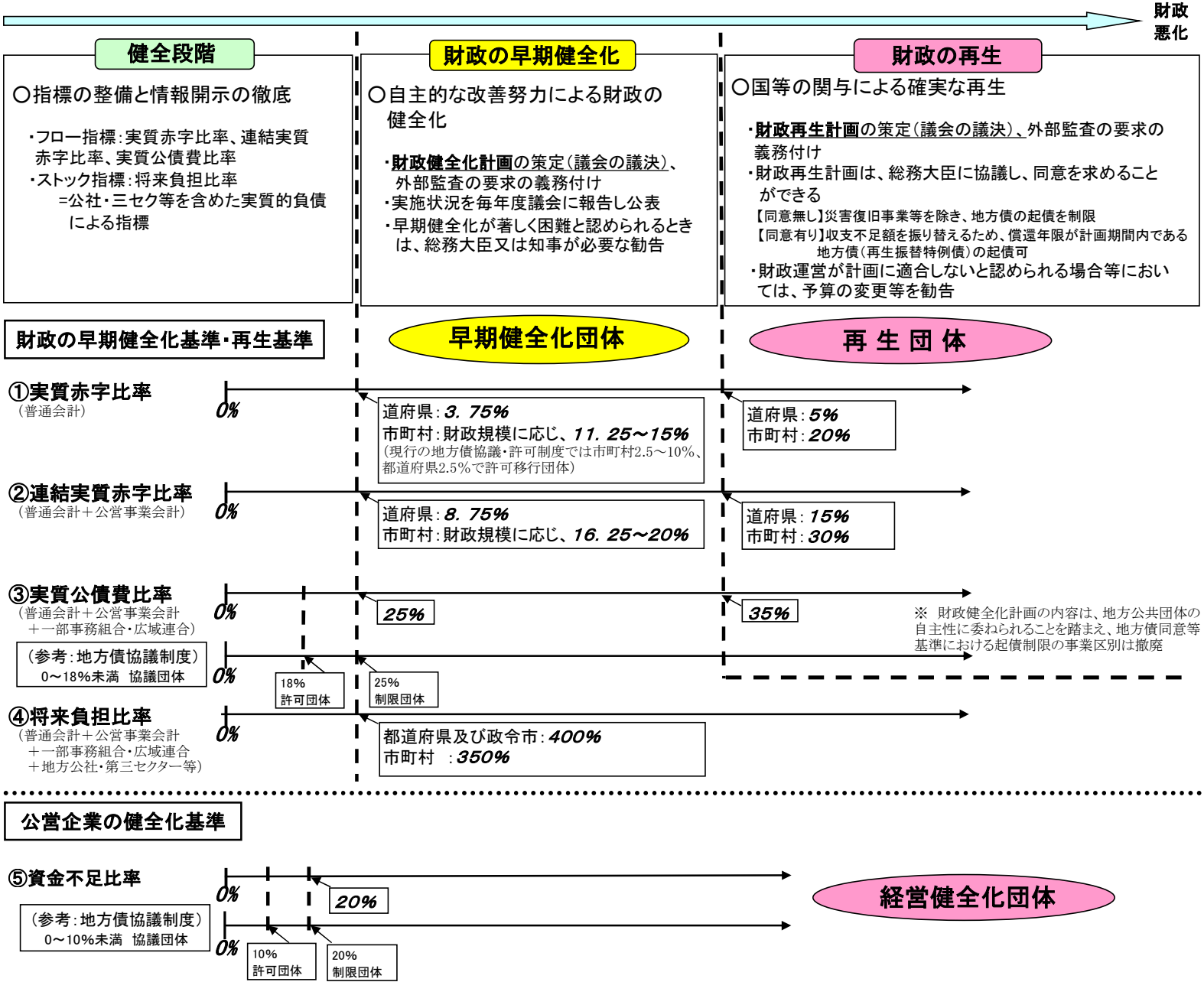
* 資金不足額：（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
→1年以内に払わなければならない借金等から保有する現金・預金、有価証券、未収金を除いたもの。

・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。本県の場合、対象なし。

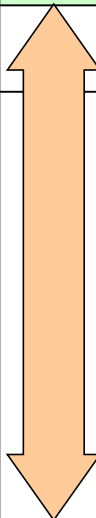
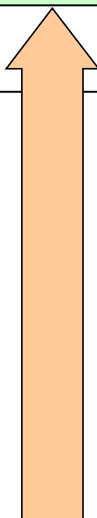
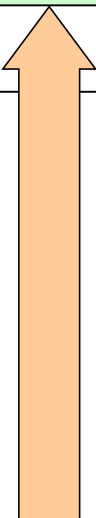
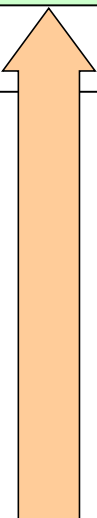
* 事業の規模： 営業収益の額 － 受託工事収益の額

・指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業である地域振興事業会計には、営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加える。

財政の健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化基準の概要



地方財政健全化法の健全化判断比率の対象会計

地方自治法の区分	健全化法上の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率			
一般会計	一般会計等	○一般会計								
特別会計		【一般会計等に属する特別会計】								
		○恩賜県有財産特別会計								
		○災害救助基金特別会計								
		○母子父子寡婦福祉資金特別会計								
○中小企業近代化資金特別会計										
○市町村振興資金特別会計										
○県税証紙特別会計										
○集中管理特別会計										
○林業・木材産業改善資金特別会計										
○公債管理特別会計										
公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】									
	○国民健康保険特別会計									
	公営企業会計	【法適用企業】					 公営企業会計 ごとに算定			
	○電気事業会計									
	○温泉事業会計									
	○地域振興事業会計									
	○流域下水道事業会計									
一部事務組合等		(本県該当なし)								
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構								